

## 令和4年度富士市新型コロナウイルス感染症対策テレワーク機器導入補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、緊急時における事業継続、非対面型ビジネスモデルへの対応等ビジネス環境の強化を目的として、支援機関の支援を受けてテレワーク機器等を購入し、その営む事業にテレワークを導入する中小企業者等に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 別表に定める者をいう。
- (2) テレワーク機器等 テレワークの実施に必要な機器、ソフトウェア等をいう。

### (交付の対象等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、富士市地域産業支援センターの支援を受けてテレワーク機器等を購入し、その営む事業にテレワークを導入する中小企業者等（市内の事業所に常時2名以上を雇用しているものに限る。）で、納期が到来した市税を完納しているものとする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、テレワークの導入に必要なテレワーク機器等の購入代金及び当該テレワーク機器等の購入に当たり受けた支援機関の支援に係る費用とする。
- 3 補助対象経費が15万円に満たない場合は交付申請ができない。
- 4 補助金の交付は、一の中小企業者等につき1回限りとする。なお、令和3年度に富士市新型コロナウイルス感染症対策テレワーク導入補助金の交付を受けた中小企業等は交付申請ができない。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費（同趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を控除して得た額）に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

### (交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、テレワーク機器等の購入前に、富士市新型コロナウイルス感染症対策テレワーク機器導入補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 購入しようとするテレワーク機器等の見積書又は代金分かる書類の写し
- (2) 購入しようとするテレワーク機器等の概要及び製造者が分かる書類の写し
- (3) 申請者の企業概要、沿革等分かる書類の写し
- (4) 市税完納証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定をし、富士市新型コロナウイルス感染症対策テレワーク機器導入補助金交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項を条件として付するものとする。

- (1) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得したテレワーク機器等については、市長の承認を受けずに、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃止してはならないこと。
- (3) 令和5年2月28日までにテレワーク機器の導入を完了すること。
- (4) テレワークの導入に係る市の事業に協力すること。

(変更の承認申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ富士市新型コロナウイルス感染症対策テレワーク機器導入補助金変更承認申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更を承認したときは、申請者に対して、富士市新型コロナウイルス感染症対策テレワーク機器導入補助金変更承認通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(完了報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、テレワークの導入を完了した日から起算して30日を経過した日又は令和5年2月28日のいずれか早い日までに、富士市新型コロナウイルス感染症対策テレワーク導入補助金事業完了報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払を確認できる書類の写し
- (2) 購入したテレワーク機器等及びその利用状況を証する写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する完了の報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、富士市新型コロナウイルス感染症対策テレワーク機器導入補助金交付確定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。

別表（第2条関係）

① 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業主
② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人事業主
③ サービス業（ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く）	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人事業主
④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人事業主
⑤ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く）	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 900 人以下の会社及び個人事業主
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業主
⑦ 旅館業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 200 人以下の会社及び個人事業主
⑧ その他の業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業主
⑨医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が 300 人以下の者
⑩学校法人	常時使用する従業員の数が 300 人以下の者
⑪中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑫特別の法律によって設立された組合又はその連合会	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬財団法人（一般・公益） 社団法人（一般・公益）	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑭特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

第1号様式（第5条関係）

富士市新型コロナウイルス感染症対策テレワーク導入補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）  
 申請者 氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）  
 電話番号

富士市新型コロナウイルス感染症対策テレワーク機器導入補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助対象経費の合計額	円
補助申請額	円

申請者の概要	業 種	
	従 業 員 数	人
テレワーク機器導入の目的		
テレワーク機器導入の方法		
事業完了予定日	年 月 日	
担当者の役職、氏名、電話番号、メールアドレス	（役職） （氏名） （電話番号） （メールアドレス）	

第2号様式（第6条関係）

富士市新型コロナウイルス感染症対策テレワーク機器導入補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付けで申請のあった富士市新型コロナウイルス感染症対策テレワーク機器導入補助金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

交 付 決 定 額	円
交 付 の 条 件	

第3号様式（第8条関係）

富士市新型コロナウイルス感染症対策テレワーク機器導入補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所（法人その他の団体にあつては、  
その主たる事務所の所在地）  
申請者 氏 名（法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名）  
電話番号

年 月 日付け第 号により交付決定を受けた補助金に係る事業について次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容	

第4号様式（第8条関係）

富士市新型コロナウイルス感染症対策テレワーク機器導入補助金変更承認通知書

第 号  
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付けの補助金の交付に係る事業の変更申請について、次のとおり承認したの  
で通知します。

承認内容	
その他	



第5号様式（第9条関係）

富士市新型コロナウイルス感染症対策テレワーク機器導入補助金事業完了報告書

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）  
報告者 氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）  
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた新型コロナウイルス感染症対策に係るテレワーク機器導入事業が、下記のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

導入した設備・システム・コンサルタント料

設備・システム名称等	単価	数量	金額
合 計			

第6号様式（第10条関係）

富士市新型コロナウイルス感染症対策テレワーク機器導入補助金交付確定通知書

第 号

年 月 日

様

富士市長

印

年 月 日付けで申請のあった富士市新型コロナウイルス感染症対策テレワーク機器導入補助金について、次のとおり交付額を確定したので通知します。

交 付 確 定 額	円
備 考	